（証券コード　１８１１）
２０１９年 ６ 月 ７ 日

株　主　各　位

大阪市西区西本町２丁目２番４号
株式会社　銭　　高　　組
代表取締役社長　銭　高　久　善

第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年６月24日（月曜日）午後５時30分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　2019年６月25日（火曜日）午前10時

2. **場　　所**　大阪市西区西本町２丁目２番４号
なにわ筋ツインズ　ウエスト　当社本店　5階会議室
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）

3. **目的事項**

報告事項　第1号　第88期（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

第2号　第88期（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案　剰余金の処分の件

第2号議案　取締役6名選任の件

第3号議案　監査役1名選任の件

以　上

【お願い】

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ（http://www.zenitaka.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。

添 付 書 類

第 88 期 事 業 報 告

（自　2018年４月１日
至　2019年３月31日）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、緩やかに成長しているものの、米国の通商政策の動向や、イギリスのＥＵ離脱交渉の展開、アジア等における地政学的リスク等により、景気減速の影響がみられます。わが国経済は、企業収益は一部で弱い動きが見られるものの総じて良好な水準を維持し、雇用・所得環境も改善傾向にありますが、世界経済の不確実性により、先行きには留意が必要な状況が続いております。

建設市場においては、民間設備投資は増加傾向が続いていますが、建設需要の偏在による建設技能労働者の不足、資機材の需給逼迫や価格上昇により、依然として予断を許さない状況にあります。

このような情勢のもと、当連結会計年度の業績は次のとおりとなりました。

受注高につきましては、建築工事965億円（前期比5.0％増）、土木工事283億円（前期比14.3％増）の合計1,248億円（前期比7.0％増）であります。

主な受注工事は、大阪市大阪中之島美術館建設工事、ゆうちょ銀行大阪ビル（仮称）新築工事、野村不動産Landport青梅Ⅱ新築工事、京セラ鹿児島川内工場第20工場新築工事、関東地方整備局奈川渡２号トンネル（その２）工事、東北地方整備局東北中央自動車道阿武隈川上部工工事、西日本高速道路新名神高速道路高槻高架橋東（下部工）工事等であります。

売上高につきましては、建設事業1,254億円（前期比2.0％増）に不動産事業26億円（前期比11.3％減）を加えた1,281億円（前期比1.7％増）となりました。建設事業の内訳は、建築工事910億円（前期比0.1％減）、土木工事344億円（前期比8.1％増）であります。

主な完成工事は、ＳＣＳＫｎｅｔＸＤＣ三田第２センター新築工事、ミライト・テクノロジーズ大阪第１データセンター新築工事、グッドマンビジネスパークノース新築工事、三菱ＵＦＪ銀行大阪ビル新築工事、関東地方整備局中部横断帯金第１トンネル工事、西日本旅客鉄道おおさか東線神崎川橋りょう新設工事、ベトナム・タンロン工業団地（ビンフック）造成・インフラ工事等であります。

利益面につきましては、営業利益5,869百万円（前期比16.7％減）、経常利益6,961百万円（前期比6.4％減）、親会社株主に帰属する当期純利益4,335百万円（前期比24.9％減）となりました。

当連結会計年度における部門別の受注高、売上高は次のとおりであります。

受注高・売上高

（単位：百万円）

区分		当期受注高		当期売上高	
		金額	前期比	金額	前期比
建設事業	建築	96,523	4,577	91,011	△ 115
	土木	28,367	3,546	34,449	2,579
	計	124,890	8,123	125,461	2,464
不動産事業等		－	－	2,669	△ 339
合計		124,890	8,123	128,130	2,124

(2) 対処すべき課題

今後の経済環境としましては、緩やかに成長すると思われるものの、米国の通商政策の動向や、欧州の政情不安、アジア等における地政学的リスク等により、より一層の景気減速の懸念が考えられます。

建設市場におきましては、2025年大阪・関西万博が決定し、良好な受注環境が続く予測もありますが、不安定な世界情勢の中、受注環境の急速な変化には注意が必要と考えられます。また、建設技能労働者の不足、資機材の不足や価格の高止まりにより、予断を許さない状況が続く見通しです。

当社および当社グループ企業といたしましては、多様化する国内外の市場や顧客ニーズを先取りした企画提案、技術提案ならびに環境への取り組みを進めるとともに、営業・設計・工務・調達・施工・アフターフォローに至る各分野の能力を一層高め、総力を結集した生産システムの構築に取り組んでおります。また、人財育成、財務体質の強化・健全化、コンプライアンスの徹底ならびに内部統制システムの継続的改善等を重視した経営の実践により企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも何卒格別のご支援とご理解を賜りますようお願い申しあげます。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 設備投資の状況

特に記載すべき事項はありません。

(5) 主要な借入先の状況

（単位：百万円）

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	5,550
株式会社三井住友銀行	1,050
株式会社みずほ銀行	800

(6) 財産および損益の状況

①企業集団の財産および損益の状況

（単位：百万円）

区分	第85期（2015年度）	第86期（2016年度）	第87期（2017年度）	第88期（当連結会計年度）（2018年度）
受注高	125,324	120,799	116,767	124,890
売上高	115,041	110,920	126,005	128,130
親会社株主に帰属する当期純利益	2,937	4,324	5,774	4,335
1株当たり当期純利益	408円67銭	601円80銭	806円24銭	605円29銭
総資産	128,292	145,704	155,391	161,206
純資産	52,022	58,500	66,237	68,903

（注）１．2017年10月１日を効力発生日として、普通株式10株につき１株の割合で株式併合を実施したため、１株当たり当期純利益は、第85期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。
２．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年２月16日）等を第88期の期首から適用しており、第85期から第87期の総資産については、当該会計基準等を遡及適用した後の指標等となっております。

②当社の財産および損益の状況

（単位：百万円）

区分	第85期（2015年度）	第86期（2016年度）	第87期（2017年度）	第88期（当事業年度）（2018年度）
受注高	125,324	120,799	116,767	124,890
売上高	114,839	110,703	125,794	127,921
当期純利益	2,909	4,289	5,744	4,312
１株当たり当期純利益	404円70銭	596円88銭	801円97銭	602円15銭
総資産	126,110	143,510	153,207	158,997
純資産	50,048	56,533	64,271	66,934

（注）１．2017年10月１日を効力発生日として、普通株式10株につき１株の割合で株式併合を実施したため、１株当たり当期純利益は、第85期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。
２．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年２月16日）等を第88期の期首から適用しており、第85期から第87期の総資産については、当該会計基準等を遡及適用した後の指標等となっております。

(7) 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
五番町ビル株式会社	490	100.0	不動産の売買、賃貸、仲介ならびに管理等
京町堀地所株式会社	400	100.0	不動産の売買、賃貸、仲介ならびに管理等
ゼニタカ地所株式会社	50	100.0	不動産の売買、賃貸、仲介ならびに管理等
泉地所株式会社	20	100.0	不動産の売買、賃貸、仲介ならびに管理等
ゼット・ウェスト・アメリカ・コーポレーション	372	100.0	不動産の売買、賃貸、仲介ならびに管理等

(8) 主要な事業内容

当社は、建設業法により特定建設業者［(特－26) 第3250号］として国土交通大臣の許可を受け、土木、建築およびこれらに関連する事業を行っております。また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者［(11) 第2906号］として国土交通大臣の免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

なお、子会社におきましては、不動産に関する事業を行っております。

(9) 主要な営業所等

①当社

本　　社　東京都千代田区一番町31番地
本　　店　大阪市西区西本町２丁目２番４号
支　　社　大阪支社（大阪市）　東京支社（東京都千代田区）
支　　店　北海道支店（札幌市）　東北支店（仙台市）
　　北関東支店（さいたま市）　千葉支店（千葉市）
　　横浜支店（横浜市）　北陸支店（新潟市）
　　名古屋支店（名古屋市）　神戸支店（神戸市）
　　広島支店（広島市）　四国支店（高松市）
　　九州支店（福岡市）　国際支店（東京都千代田区）
技術研究所　（青梅市）

②子会社

五番町ビル株式会社（東京都千代田区）
京町堀地所株式会社（大阪市）
ゼニタカ地所株式会社（大阪市）
泉地所株式会社（大阪市）
ゼット・ウェスト・アメリカ・コーポレーション（アメリカ合衆国カリフォルニア州）

(10) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（名）
建設事業	895［ 90］
不動産事業	7［ —］
全社（共通）	51［ 4］
合　　計	953［ 94］

（注）臨時従業員は［ ］内に当連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

期末従業員数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
948 名	40 名増	44.7 歳	18.3 年

（注）従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除く。）であります。

2．株式に関する事項

株式の状況（2019年３月31日現在）

①発行可能株式総数　19,000,000株
②発行済株式の総数　7,353,140株
③株主数　2,468名
④大株主

株　主　名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
	千株	%
泉株式会社	2,539	35.5
大泉商事株式会社	680	9.5
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	357	5.0
京町ビル株式会社	266	3.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	253	3.5
株式会社三井住友銀行	200	2.8
高徳会	165	2.3
株式会社ＦＵＪＩ	149	2.1
錢高組従業員持株会	116	1.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	110	1.5

（注）１．当社は、自己株式（190,612株）を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．出資比率は、自己株式（190,612株）を控除して算出しております。

3．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

（2019年３月31日現在）

地位	氏名	担当
代表取締役会長	銭高善雄	
代表取締役副会長	宮本茂弘	事業統轄本部長兼安全環境部統轄責任役員
代表取締役社長	銭高久善	
取締役	畑道康正	総務財務統轄部長
取締役	銭高丈善	大阪支社長
取締役	田尻邦夫	
常勤監査役	辻本政幸	
常勤監査役	赤石誠	
監査役	栗山道義	
監査役	坂本和彦	
監査役	阪口祐康	

（注）１.取締役田尻邦夫氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。また、同氏については東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

２.監査役栗山道義、坂本和彦、阪口祐康の３氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。また、３氏については、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

３.当社は社外取締役田尻邦夫氏、監査役辻本政幸、赤石誠の２氏および社外監査役栗山道義、坂本和彦、阪口祐康の３氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額をその責任の限度とする旨の契約を締結しております。

４.2018年６月28日開催の第87回定時株主総会において、取締役吉田秀貴氏は任期満了により退任いたしました。

５.当事業年度における当社役員の異動は次のとおりであります。

新役名	旧役名	氏名	異動年月日
取締役	―	畑道康正	2018年６月28日
監査役	―	赤石誠	2018年６月28日

6.当社は執行役員制度を導入しており、取締役会で選任された執行役員は以下の通りであります。

地　位	氏　　名	担　　当
※社長役員	銭　高　久　善	
専務役員	津　田　晴　史	
専務役員	松　本　又　吉	事業統轄本部建築事業本部営業本部長
※専務役員	畑　道　康　正	総務財務統轄部長
※常務役員	銭　高　丈　善	大阪支社長
常務役員	織　田　　洋	事業統轄本部土木事業本部長
常務役員	近　藤　　修	事業統轄本部建築事業本部建築本部長兼東京支社建築支店長
常務役員	小　川　光　洋	事業統轄本部建築事業本部建築本部副本部長兼東京支社建築支店副支店長
執行役員	木　村　匠一郎	東北支店長
執行役員	石　井　俊　行	事業統轄本部土木事業本部土木本部長
執行役員	高　田　　稔	東京支社長兼東京支社土木支店長
執行役員	山　崎　裕　一	技術本部長
執行役員	田　中　優　一	事業統轄本部建築事業本部営業本部住宅営業部長
執行役員	衛　藤　洋　一	広島支店長
執行役員	藤　本　哲　朗	大阪支社副支社長
執行役員	長　尾　　正	東京支社建築支店建築部建築課作業所長
執行役員	下土井　節　男	事業統轄本部調達統轄部長
執行役員	池　亀　克　也	総務財務統轄部東京経理部長
執行役員	鈴　木　　明	事業統轄本部土木事業本部営業部長
執行役員	中　川　猛　司	事業統轄本部建築事業本部設計統轄部長
執行役員	柳　田　　茂	大阪支社建築統轄部建築部統轄所長

※は取締役兼務者であります。

(2) 取締役および常勤監査役の他の法人等の代表および重要な兼職の状況

(2019年３月31日現在)

地　位	氏　名	兼職する会社の名称	代表、兼職の内容
代表取締役会長	銭　高　善　雄	泉地所株式会社 泉株式会社	代表取締役 代表取締役
代表取締役社長	銭　高　久　善	ゼット・ウェスト・アメリカ・コーポレーション ゼニタカ・アメリカ・コーポレーション 大泉商事株式会社 五番町ビル株式会社	社長 社長 代表取締役 代表取締役

(3) 社外役員の他の会社の業務執行および社外役員兼任の状況

(2019年３月31日現在)

区　　分	氏　　名	重要な兼職の状況と当社との関係
社外取締役	田 尻 邦 夫	田尻事務所　　代表 当社と上記事務所との間には取引関係はありません。
社外監査役	栗 山 道 義	重要な兼職はありません。
社外監査役	坂 本 和 彦	Veoneer Inc.　　社外取締役 当社と上記会社との間には取引関係はありません。
社外監査役	阪 口 祐 康	協和綜合法律事務所　　パートナー 西尾レントオール株式会社　　社外監査役 西尾レントオール株式会社と当社との間で、機材の調達等の取引関係がありますが、協和綜合法律事務所との間には取引関係はありません。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

区　　分	支 給 人 員	報　酬　額
取 締 役	7名	174百万円
(うち社外取締役)	(1名)	(7百万円)
監 査 役	6名	36百万円
(うち社外監査役)	(3名)	(18百万円)
計	13名	210百万円

(5) 社外役員の活動状況

区　　分	氏　　名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	田 尻 邦 夫	当事業年度の定例取締役会のすべてに出席し、経営者としての経験も豊富で、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。 また、経営トップとの定期的な意見交換会に出席し、社会情勢の動向や当社として取り組むべき課題について、忌憚のない意見をいただいております。
社外監査役	栗 山 道 義	当事業年度の定例取締役会のすべて、監査役会のすべてに出席し、経営者としての経験も豊富で、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。 また、経営トップとの定期的な意見交換会に出席し、社会情勢の動向や当社として取り組むべき課題について、忌憚のない意見をいただいております。
社外監査役	坂 本 和 彦	当事業年度の定例取締役会の９割、監査役会の９割に出席し、経営者としての経験も豊富で、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。 また、経営トップとの定期的な意見交換会に出席し、社会情勢の動向や当社として取り組むべき課題について、忌憚のない意見をいただいております。
社外監査役	阪 口 祐 康	当事業年度の定例取締役会のすべて、監査役会のすべてに出席し、弁護士としての経験も豊富で、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。 また、経営トップとの定期的な意見交換会に出席し、社会情勢の動向や当社として取り組むべき課題について、忌憚のない意見をいただいております。

4．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

(注) 1.監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬の見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
2.当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合など、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的といたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5．業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、業務の適正を確保するために、以下のとおり内部統制の体制を整備しております。

(1) 当社および当社グループ企業の役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①当社は、「社是」「経営理念」を掲げ、すべての役職員が職務を執行するにあたっての基本方針としております。

社　　是

一．信　用　第　一
一．堅　実　経　営
一．積 極 的 精 神
一．和　親　協　同

経営理念

一．社会から認められ社会から求められる企業として永遠に発展する
一．進取の精神を発揮し地球規模企業として世界に躍進する
一．人材を育成し自己の向上をすすめ活力ある企業として繁栄する

②当社および当社グループ企業は、すべての役職員が法令順守はもとより、社会倫理、社会規範、定款、社内規則･規定に基づき企業活動の健全性を確保する体制としております。

③当社および当社グループ企業は、業務執行における特に重要と判断される専門的内容については、外部の専門家から助言・指導を受けております。
④当社および当社グループ企業は、役職員の職務の執行状況を検証するため、当社内部監査部門が監査役と連携し、合法性と合理性の観点から業務全般にわたる監査を実施しております。
⑤当社および当社グループ企業は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力とは関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合はこれを拒絶しております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、職務執行に係わる取締役会議事録、稟議審査関係書類、社印押印書類等の重要情報を文書および電磁的記録により保存することとし、文書および電磁的記録の保存期間その他の管理体制については、「文書規定」および「電子情報取扱規定」に定めて適正な保存管理を行っております。

(3) 当社および当社グループ企業の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社および当社グループ企業は、すべての事業活動において、役職員の不適正な業務執行による重大な支障を生じる危機を回避するための「稟議規則」、「稟議基準」、「業務要領」を、また、当社は、ＩＴシステムが正常に機能しないことによる重大被害の危機回避のための「電子情報取扱規定」を定め、業務に係る適正な管理体制を構築しております。
②当社は、品質、安全、環境、災害、財務情報等のリスクに応じて、対応する部門、部署あるいは委員会等を設けることにより、リスクの未然防止や再発防止等を行う体制を整備しております。
③当社および当社グループ企業は、当社の「危機意識の共有」の方針に基づき、社内外の法令違反、規則・規定違反、通達違反、安全・環境・品質・財務情報等の事故が発生したときは、危機を認識した役職員が、当社の当該本社主管部門長へ直接通報し、組織としての危機意識を共有して、主管部門長が危機管理・監視体制を築き、「危機対応体制」を確立しております。

④当社および当社グループ企業は、危機の再発防止・予防のため、社会情勢の変化、社内外の事故事例等の情報を共有し、当社の主管部門が、必要に応じ規則・規定・業務要領等の制定・改定、周知、通達配付・研修の実施等により、再発防止を図っております。

(4) 当社および当社グループ企業の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、戦略決定・経営監督機能と業務執行機能を明確にし、効率的な運営を行うため、執行役員制度を導入しております。

②当社は、取締役会を原則として毎月１回、その他必要に応じ開催し、業務を執行する取締役は、分掌業務の執行の状況および取締役会が必要と認めた事項を遅滞なく取締役会に報告しております。

③当社は、取締役会で執行役員を選任し、執行役員は、その分掌事項について責任をもって業務を遂行し､取締役会での報告を求められた場合、出席して報告しております。

④当社は､取締役と執行役員等で構成する経営会議を開催し、執行役員は、分掌業務の執行の状況を報告しております。

⑤当社は、すべての役職員の業務執行における職責分掌事項を明確にした「役割（義務）と責任（約束）励行の規則」を制定し、業務執行状況の定期的な管理を実施する体制としております。

⑥当社は、すべての役職員が､「中期経営計画」に基づいた「目標管理」を展開し、あらゆる業務の改善・改革・改新を実行するとともに業績管理を徹底し、企業価値向上を推進する体制としております。

⑦当社グループ企業は､「稟議規則」「稟議基準」を定め､稟議審査にあたっては、当社の当該稟議の担当部署の部署長、担当役員の意見を求める体制とし、当社グループ企業の取締役等が、迅速に業務執行できる体制としております。

⑧当社グループ企業は、すべての役職員が、当社グループ企業の経営計画に基づいた業績管理を徹底し、あらゆる業務の改善・改革・改新を実行することにより企業価値向上を推進する体制としております。

(5) 当社および当社グループ企業における業務の適正を確保するための体制

①当社および当社グループ企業は、当社の「社是」「経営理念」を共有するとともに、当社および当社グループ企業の機能・役割を明確にし、ガバナンスを強化するために、必要な体制を整備しております。

②当社は、内部監査部門により業務執行を監視するとともに、監査役の派遣等を通じて当社グループ企業の適正な業務執行を監視しております。

③当社は、当社の執行役員を当社グループ企業の担当役員として任命し、原則として毎月１回その業務の執行状況を報告させております。

④当社グループ企業の担当役員に任命された執行役員は、その業務について取締役会での報告を求められた場合、出席して報告しております。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項および当該職員の当社の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

①当社は、監査役の職務を補助すべき職員を置くことに替えて、監査役が直接内部監査機能を有する部門に対し、監査役の補助の要請ができる体制とし、当該部門を管掌する部門長は、必要な協力を行います。

②当社は、監査役から補助の要請を受けた職員が、取締役および上司等の指揮・命令を受けないものとしております。また、当該職員の人事異動、人事評価は、監査役の意見を聴取し尊重することとしております。

(7) 当社および当社グループ企業の役職員から報告を受けた者が当社の監査役会または監査役に報告をするための体制

①当社は、取締役会のほか、経営会議等の重要会議において監査役に、業務の執行状況を報告することとしております。

②当社および当社グループ企業は、会社に損害を与える事故情報等について監査役に報告することとしております。

③当社および当社グループ企業は、当社の内部監査部門が実施した監査の結果について遅滞なく監査役に報告することとしております。

④当社は、当社グループ企業に影響を及ぼす重要事項については、取締役会において監査役に報告することとしております。

(8) 当社の監査役へ報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社および当社グループ企業の役職員が、監査役への報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止するとともに、「人事制度委員会」において、当該報告者が不利な取扱いを受けないことを監視しております。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務について生じる費用について、旅費に関しては、「役員旅費規定」「役員外国出張旅費規定」により精算し、また、監査役が自らの判断で、法律事務所、公認会計士その他の外部専門家を活用したこと等に関する費用は、精算できる体制としております。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は、監査役会規則に基づき適切な運営を行うとともに、業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席しております。

②監査役は、業務執行に関する重要な文書を随時閲覧し、必要に応じすべての役職員に対し説明を求めることとしております。

③監査役は、会計監査人および内部監査部門と相互に連携を保ち、効率的な監査のできる体制を確保しております。

④監査役は、自らの判断で、法律事務所、公認会計士その他の外部専門家を活用することができる体制を確保しております。

6．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に、上記の内部統制の体制について、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適切かつ効率的な体制となるように努めており、ガバナンスを更に強固にするため、「ガバナンス諮問委員会」を設置するとともに、「内部通報者保護規定」を制定しております。

①取締役会を毎月開催し、取締役と監査役の出席の下、客観的、合理的判断を確保しつつ、法令または定款に規定する事項および業務の執行状況等経営上の重要事項について、報告、協議、決議を行っております。

②監査役は、監査方針、監査計画等に従い、当社および当社グループ企業の職務執行状況および経営状態を調査し、法令・定款違反や株主権利を侵害する事実の有無について監査を行っております。また、取締役会および重要会議に出席し、取締役が法令に則って業務を遂行していることを確認しております。

③内部監査部門は、当社および当社グループ企業の日常業務全般について、会計、業務、事業リスク、コンプライアンス等の観点から監査を実施しております。監査結果についても、取締役および監査役に報告しております。

（注）本事業報告中の記載数字は、次のとおり表示しております。
1. 金額および株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てております。
2. 1株当たり当期純利益については、表示単位未満の端数を四捨五入しております。
3. 出資比率、年齢および勤続年数については、小数点第2位を四捨五入しております。

第88期連結貸借対照表

（2019年３月31日現在）

資産の部	百万円	負債の部	百万円
流動資産	**97,013**	**流動負債**	**73,237**
現金預金	34,534	支払手形･工事未払金等	28,424
受取手形･完成工事未収入金等	49,369	電子記録債務	16,011
未成工事支出金	4,510	短期借入金	8,050
販売用不動産	122	1年内返済予定の長期借入金	250
その他	8,475	リース債務	22
貸倒引当金	△ 0	未払法人税等	1,578
		未成工事受入金	11,392
		完成工事補償引当金	149
		賞与引当金	703
		工事損失引当金	3,708
		その他	2,946
固定資産	**64,193**	**固定負債**	**19,065**
有形固定資産	**16,965**	長期借入金	5,450
建物・構築物	3,783	リース債務	29
機械･運搬具･工具器具･備品	638	繰延税金負債	7,946
土地	12,495	役員退職慰労引当金	261
リース資産	48	退職給付に係る負債	2,862
無形固定資産	**42**	その他	2,516
投資その他の資産	**47,185**	**負債合計**	**92,303**
投資有価証券	46,553	純資産の部	
その他	1,564	**株主資本**	**46,947**
貸倒引当金	△ 931	**資本金**	**3,695**
		資本剰余金	**522**
		利益剰余金	**43,245**
		自己株式	**△ 515**
		その他の包括利益累計額	**21,955**
		その他有価証券評価差額金	21,993
		為替換算調整勘定	**△ 38**
		純資産合計	**68,903**
資産合計	**161,206**	**負債・純資産合計**	**161,206**

（注）記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

第88期連結損益計算書 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		
完成工事高	125,461	
不動産事業等売上高	2,669	128,130
売上原価		
完成工事原価	115,673	
不動産事業等売上原価	715	116,388
売上総利益		
完成工事総利益	9,787	
不動産事業等総利益	1,954	11,742
販売費及び一般管理費		5,872
営業利益		**5,869**
営業外収益		
受取利息	21	
受取配当金	953	
為替差益	122	
その他	151	1,248
営業外費用		
支払利息	112	
その他	43	156
経常利益		**6,961**
特別利益		
投資有価証券売却益	212	212
特別損失		
固定資産除却損	75	
投資有価証券評価損	79	
その他	2	157
税金等調整前当期純利益		**7,017**
法人税、住民税及び事業税	2,504	
法人税等調整額	177	2,681
当期純利益		**4,335**
非支配株主に帰属する当期純利益		－
親会社株主に帰属する当期純利益		**4,335**

（注）記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,695	522	39,625	△ 514	43,329
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△ 716	—	△ 716
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	4,335	—	4,335
自己株式の取得	—	—	—	△ 1	△ 1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	3,619	△ 1	3,618
当期末残高	3,695	522	43,245	△ 515	46,947

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	22,924	△ 17	22,907	66,237
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△ 716
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	4,335
自己株式の取得	—	—	—	△ 1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 930	△ 21	△ 952	△ 952
当期変動額合計	△ 930	△ 21	△ 952	2,665
当期末残高	21,993	△ 38	21,955	68,903

（注）記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数　５社

主要な連結子会社の名称　　五番町ビル株式会社　他４社

②主要な非連結子会社の名称　　ゼニタカ・アメリカ・コーポレーション　他８社

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用会社数　なし

②持分法を適用しない非連結子会社の名称　　ゼニタカ･アメリカ･コーポレーション　他８社

持分法を適用しない関連会社の名称　　鹿児島エコバイオPFI株式会社　他２社

（持分法を適用しない理由）

上記の持分法非適用の非連結子会社および関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的の債券　　償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの　　当連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの　　移動平均法による原価法

たな卸資産の評価基準および評価方法

販売用不動産	個別法による原価法 （貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
未成工事支出金	個別法による原価法

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（但し､1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物	３～50年
機械・運搬具・工具器具・備品	２～15年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法（但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法）

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末の手持工事の

うち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④完成工事高および完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。

2．表示方法の変更

（『税効果会計に係る会計基準』の一部改正の適用に伴う変更）

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号　2018年２月16日）を第88期の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　11,787百万円

(2) 投資有価証券に含まれる非連結子会社および関連会社の株式　45百万円

(3) 担保に供している資産および担保に係る債務

①担保に供している資産

投資有価証券　4,369百万円

②担保に係る債務

短期借入金	500百万円
長期借入金	3,000百万円
その他流動負債（従業員預り金）	176百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

普通株式	7,353,140株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

2018年６月28日開催の第87回定時株主総会において、次のとおり決議しています。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	716,273,800円
１株当たり配当額	100円00銭
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月29日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2019年６月25日開催予定の第88回定時株主総会において、次の議案が提出されます。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	716,252,800円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	100円00銭
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月26日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社および当社グループ企業は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、銀行借入や社債発行等による方針であります。なお、借入金の金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避するためにのみ金利スワップ取引や為替予約取引を利用し、投機的な取引は行いません。

②金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の社内規則に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、常に取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形・工事未払金等、電子記録債務は、そのほとんどが４ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る運転資金の調達であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）に晒されていますが、月次に資金計画表を作成するなどの方法によりリスク管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注２) 参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
①現金預金	34,534	34,534	―
②受取手形・完成工事未収入金等	49,369	49,369	―
③投資有価証券	43,990	43,990	0
④支払手形・工事未払金等	(28,424)	(28,424)	―
⑤電子記録債務	(16,011)	(16,011)	―
⑥短期借入金	(8,050)	(8,050)	―
⑦未払法人税等	(1,578)	(1,578)	―
⑧長期借入金(*2)	(5,700)	(5,700)	―

(*1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(*2) 長期借入金には１年内返済予定の長期借入金を含めた残高を記載しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

①現金預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②受取手形・完成工事未収入金等

これらのうち短期間で決済されるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。その他のものは個別に決済までの期間および信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

③投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された時価情報の価格によっております。

④支払手形・工事未払金等、⑤電子記録債務、⑥短期借入金ならびに⑦未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑧長期借入金

長期借入金の時価につきましては、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合の利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注）2. 連結貸借対照表（投資有価証券）に含まれる非上場株式2,562百万円は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

（1）賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）等を有しております。

（2）賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時　　価
12,769	38,958

（注）1．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2．当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額であります。

7．1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	9,619円95銭
1株当たり当期純利益	605円29銭

8．重要な後発事象に関する注記

特に記載すべき事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

株式会社 銭　高　組
取 締 役 会　御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　鎌田修誠　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　稲野辺　研　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　清水和也　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社銭高組の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社銭高組及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第88期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画並びに業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針、監査計画並びに業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役、執行役員及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

２．監査の結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月10日

株式会社 錢 高 組　監 査 役 会

常勤監査役　辻　本　政　幸　㊞
常勤監査役　赤　石　　誠　㊞
監　査　役　栗　山　道　義　㊞
監　査　役　坂　本　和　彦　㊞
監　査　役　阪　口　祐　康　㊞

（注）監査役栗山道義、監査役坂本和彦及び監査役阪口祐康は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

第88期貸借対照表

（2019年３月31日現在）

資産の部	百万円	負債の部	百万円
流動資産	**94,264**	**流動負債**	**73,201**
現金預金	31,910	支払手形	4,372
受取手形	1,942	電子記録債務	16,011
完成工事未収入金	47,422	工事未払金	21,442
販売用不動産	122	短期借入金	8,050
未成工事支出金	4,510	1年内返済予定の長期借入金	250
その他	8,355	リース債務	22
		未払金	2,605
		未払法人税等	1,566
		未成工事受入金	11,387
		預り金	2,484
		完成工事補償引当金	149
		賞与引当金	703
		工事損失引当金	3,708
固定資産	**64,733**	その他	446
有形固定資産	**16,558**	**固定負債**	**18,861**
建物・構築物	3,736	長期借入金	5,450
機械・運搬具	5	リース債務	29
工具器具・備品	632	繰延税金負債	7,921
土地	12,134	退職給付引当金	2,862
リース資産	48	役員退職慰労引当金	261
無形固定資産	**41**	その他	2,337
投資その他の資産	**48,133**	**負債合計**	**92,062**
投資有価証券	46,351	**純資産の部**	
関係会社株式	1,148	**株主資本**	**44,997**
長期貸付金	98	**資本金**	**3,695**
長期営業外未収入金	622	**資本剰余金**	**522**
その他	843	資本準備金	522
貸倒引当金	△ 931	**利益剰余金**	**41,295**
		利益準備金	923
		その他利益剰余金	40,371
		固定資産圧縮積立金	254
		別途積立金	19,048
		繰越利益剰余金	21,068
		自己株式	**△ 515**
		評価・換算差額等	**21,936**
		その他有価証券評価差額金	**21,936**
		純資産合計	**66,934**
資産合計	**158,997**	**負債・純資産合計**	**158,997**

（注）記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

第88期損益計算書

（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		
完成工事高	125,461	
不動産事業等売上高	2,460	127,921
売上原価		
完成工事原価	115,673	
不動産事業等売上原価	659	116,333
売上総利益		
完成工事総利益	9,787	
不動産事業等総利益	1,800	11,587
販売費及び一般管理費		5,761
営業利益		**5,826**
営業外収益		
受取利息	17	
受取配当金	951	
為替差益	122	
その他	153	1,244
営業外費用		
支払利息	112	
その他	43	156
経常利益		**6,914**
特別利益		
投資有価証券売却益	212	212
特別損失		
固定資産除却損	75	
投資有価証券評価損	79	
その他	2	157
税引前当期純利益		**6,970**
法人税、住民税及び事業税	2,480	
法人税等調整額	177	2,657
当期純利益		**4,312**

（注）記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	3,695	522	522	923	259	19,048	17,467	37,698	△514	41,402
当期変動額										
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△716	△716	—	△716
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	△5	—	5	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	—	4,312	4,312	—	4,312
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	△1	△1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	△5	—	3,601	3,596	△1	3,595
当期末残高	3,695	522	522	923	254	19,048	21,068	41,295	△515	44,997

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	22,868	22,868	64,271
当期変動額			
剰余金の配当	—	—	△716
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	4,312
自己株式の取得	—	—	△1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△932	△932	△932
当期変動額合計	△932	△932	2,663
当期末残高	21,936	21,936	66,934

（注）記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

①有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式	移動平均法による原価法
満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
その他有価証券	
時価のあるもの	当事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準および評価方法

販売用不動産	個別法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
未成工事支出金	個別法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法(但し､1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法)

なお､主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物	3~50年
機械・運搬具・工具器具・備品	2~15年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法（但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法）

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

③賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末の手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

⑤退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

⑥役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益および費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更

（『税効果会計に係る会計基準』の一部改正の適用に伴う変更）

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号　2018年２月16日）を第88期の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	11,664百万円
(2) 担保に供している資産および担保に係る債務	
①担保に供している資産	
投資有価証券	4,369百万円
②担保に係る債務	
短期借入金	500百万円
長期借入金	3,000百万円
その他流動負債（従業員預り金）	176百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権および債務	
金銭債権	332百万円
金銭債務	5,053百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	12,088百万円
営業外取引	41百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	190,612株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	317百万円
たな卸資産評価損	54百万円
固定資産土地評価損	2,400百万円
退職給付引当金	872百万円
工事損失引当金	1,131百万円
投資有価証券評価損	522百万円
その他	1,236百万円
繰延税金資産小計	6,535百万円
評価性引当額	△5,256百万円
繰延税金資産合計	1,278百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△9,094百万円
固定資産圧縮積立金	△105百万円
繰延税金負債合計	△9,199百万円
繰延税金負債の純額	△7,921百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科　目	期末残高(百万円)
役員が議決権の過半数を所有している会社	コウトク商事株式会社	―	同社への建設工事の発注ならびに同社からの資機材購入等	建設工事の発注・資機材の購入	10,682	支払手形	167
						電子記録債務	3,798
						工事未払金	1,073
				―	―	流動資産(その他)	125
役員が議決権の過半数を所有している会社	株式会社泉商会	―	同社との損害保険等の取引および不動産の賃借	保険料の支払	527	―	―
				不動産賃借	99	投資その他の資産(その他)	129
役員が議決権の過半数を所有している会社	ファムサービス株式会社	―	所有不動産の補修・管理	所有不動産の補修・管理	751	―	―
役員が議決権の過半数を所有している会社	株式会社アバアソシエイツ	―	同社への設計業務の委託	業務委託料	19	未払金	13

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

1. 建設工事の発注、資機材の購入、設計業務委託料の決定については、施工部門の積算と数社からの見積りの徴集とにより発注価格を決定しております。支払条件についても一般取引と同様の支払条件となっております。
2. 保険料の支払については、定められた保険料率により決定しております。
3. 貸付金の利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

8. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	9,345円10銭
１株当たり当期純利益	602円15銭

9. 重要な後発事象に関する注記

特に記載すべき事項はありません。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

株式会社 銭　高　組
取 締 役 会　御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　鎌田修誠　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　稲野辺　研　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　清水和也　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社銭高組の2018年４月１日から2019年３月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画並びに業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画並びに業務の分担等に従い、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

２０１９年５月10日

株式会社 銭高組　監査役会

常勤監査役　辻　本　政　幸　㊞

常勤監査役　赤　石　　誠　㊞

監　査　役　栗　山　道　義　㊞

監　査　役　坂　本　和　彦　㊞

監　査　役　阪　口　祐　康　㊞

(注) 監査役栗山道義、監査役坂本和彦及び監査役阪口祐康は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、将来の成長に備えた経営基盤の強化をはかるため、内部留保の充実に配慮しつつ、株主の皆様への安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の経営環境等を総合的に勘案して、以下のとおり、１株につき普通配当50円に特別配当50円を加えて100円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
　　金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　　当社普通株式１株につき金100円（普通配当50円、特別配当50円）
　　総額　716,252,800円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　2019年６月26日

第２号議案　取締役６名選任の件

本総会終結の時をもって取締役６名全員が任期満了となります。

当社は執行役員制度を導入し、経営監視機能と業務執行機能を分離し、取締役会は経営戦略の決定および業務執行の監督を行う機関として位置づけております。

つきましては、取締役６名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ぜにたか よしお 銭高善雄 （1944年２月26日生）	1967年９月　当社入社 1969年12月　当社取締役 1971年12月　当社常務取締役 1978年１月　当社取締役副社長 1979年１月　当社代表取締役副社長 1980年７月　当社代表取締役社長 1988年６月　当社代表取締役会長（現任） 2003年６月　当社社長役員 （重要な兼職の状況） 泉地所株式会社代表取締役 泉株式会社代表取締役	77,100株
2	みやもと しげひろ 宮本茂弘 （1943年２月１日生）	1961年３月　当社入社 2000年６月　当社取締役 2003年６月　当社常務役員 2005年６月　当社専務役員 2008年４月　当社副社長役員 2011年３月　当社事業統轄本部長（現任） 2014年４月　当社取締役副会長 2015年７月　当社代表取締役副会長（現任） 2015年７月　当社安全環境部統轄責任役員(現任)	2,600株
3	ぜにたか ひさよし 銭高久善 （1973年９月13日生）	2000年４月　当社入社 2001年６月　当社取締役 2003年６月　当社常務役員 2008年４月　当社専務役員 2011年６月　当社事業統轄本部建築事業本部長 2014年４月　当社副社長役員 2015年９月　当社総合企画部長 2016年６月　当社代表取締役社長（現任） 2016年６月　当社社長役員（現任） (重要な兼職の状況) ゼット・ウェスト・アメリカ・コーポレーション社長 ゼニタカ・アメリカ・コーポレーション社長 大泉商事株式会社代表取締役 五番町ビル株式会社代表取締役	53,600株
4	ぜにたか たけよし 銭高丈善 （1977年８月27日生）	2008年４月　当社入社 2009年４月　当社執行役員 2012年12月　当社大阪支社副支社長 2013年４月　当社常務役員（現任） 2014年９月　当社不動産事業部長 2015年12月　当社大阪支社長（現任） 2016年６月　当社取締役（現任）	31,500株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	田尻 邦夫（たじり くにお） （1942年11月23日生）	2002年６月 株式会社デサント代表取締役社長 2004年６月 当社社外監査役 2009年６月 田尻事務所　代表（現任） 2015年６月 当社社外取締役（現任）	0株
6	新任 松本 又吉（まつもと またきち） （1951年5月11日生）	1974年３月 当社入社 2008年４月 当社執行役員 2010年１月 当社事業統轄本部建築事業本部営業本部長（現任） 2010年11月 当社常務役員 2014年４月 当社専務役員（現任）	1,905株

（注）1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者とした理由

(1) 銭高善雄氏は、長年にわたり当社の経営を担っており、豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化が期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。

(2) 宮本茂弘氏は、入社以来、長年にわたり建築事業に従事し、事業統轄本部建築事業本部長、建築事業本部営業本部長等を経て、現在、代表取締役副会長事業統轄本部長を務めており、豊富な経験と実績をもとに、当社の事業運営体制の強化が期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。

(3) 銭高久善氏は、入社以来、主に経理・財務等の管理部門の業務に従事し、総合支援本部長、事業統轄本部建築事業本部副事業本部長等を経て、現在、代表取締役社長を務めており、豊富な経験と実績をもとに、当社の経営管理体制の強化が期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。

(4) 銭高丈善氏は、入社以来、主に管理部門の業務に従事し、現在、大阪支社長を務めており、豊富な経験と実績をもとに、当社の経営管理体制の強化が期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。

(5) 松本又吉氏は、入社以来、管理部門および建築営業部門の業務に従事し、現在、事業統轄本部建築事業本部営業本部長を務めており、豊富な経験と実績をもとに、当社の経営管理体制の強化が期待されるため、新たに取締役候補者といたしました。

3. 田尻邦夫氏は、社外取締役候補者であります。同氏は現在、当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって４年になります。

また、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所

に届け出ております。同氏が再選された場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

4. 社外取締役候補者とした理由

田尻邦夫氏は、経営者としての豊富な経験、国際情勢・経済等に関する高い見識を有されております。当社社外監査役在任中においてかかる経験、高い見識に基づく発言、助言により、当社の業務執行に対する監査など適切に職務を果たしていただき、当社社外監査役在任期間を通じて当社の業務内容にも精通されており、当社社外取締役として、業務執行に対する監督機能を適切に果たし、当社のコーポレート・ガバナンスの強化が期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

5. 当社は、田尻邦夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本総会において同氏が再選された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役阪口祐康氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
阪口祐康（さかぐちゆうこう） （1963年1月18日生）	1995年４月 2000年４月 2014年12月 2015年６月	弁護士登録（大阪弁護士会） 協和綜合法律事務所入所 同所パートナー（現任） 西尾レントオール株式会社社外監査役(現任) 当社社外監査役(現任)	0株

(注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 阪口祐康氏は、社外監査役候補者であります。同氏は現在、当社の社外監査役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって４年になります。

なお、阪口祐康氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が再選された場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

3. 社外監査役候補者とした理由

阪口祐康氏は、法律事務所のパートナーであり、法律の専門家として豊富な実績

や見識を当社の監査に反映して、法令順守の観点から社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと考え、引き続き社外監査役候補者といたしました。

4. 当社は、阪口祐康氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本総会において同氏が再選された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

以　上

株主総会会場ご案内略図

（会　場）　大阪市西区西本町2丁目2番4号
なにわ筋ツインズ　ウエスト　当社本店　5階会議室
電 話 (06)6531－6431(代表)

